

平成16年3月24日制定（国空乗第469号）
平成19年3月5日一部改正（国空乗第559号）

国土交通省航空局技術部乗員課長

指定航空身体検査医等の立入検査実施基準

1. 目的

航空身体検査の適正な実施を確保するため、航空法第134条の規定に基づき実施する、指定航空身体検査医及び当該指定航空身体検査医の所属する航空身体検査指定機関（以下「指定医等」という。）への立入検査の実施基準を次のとおり定める。

2. 検査の区分及び実施基準

検査は、定期検査及び随時検査とする。

(1) 定期検査

定期検査は、適正な航空身体検査証明の実施体制を確保するため、定期的に行う。検査の頻度は、当分の間、航空身体検査証明を受ける操縦士が従事する航空業務の公益性を考慮して、以下のとおりとする。

航空身体検査マニュアル - 4 - 5 に基づく特別判定指示の適用を受けた航空機乗組員が受検している指定医等にあつては、原則として1年に1回

特定本邦航空運送事業者に所属する航空従事者が受検している指定医等（本邦外に所在するものを除く。）にあつては、概ね3年毎に1回

その他国内定期航空運送事業者に所属する航空従事者が受検している指定医等にあつては、概ね6年毎に1回

その他の指定医等にあつては、随時

(2) 随時検査

随時検査は、航空法施行規則第62条第2項各号又は同規則第62条の3第2項各号の規定に該当するおそれがあると認められる場合、その他乗員課長が必要と認める場合に行う。

附則（平成16年3月24日）

本基準は、平成16年3月24日から適用する。

附則（平成19年3月5日）

本基準は、平成19年4月1日から適用する。